

事務局だより

アルコールチェック始まります

道路交通法の改正により、白ナンバーであっても乗用車なら5台以上、定員11名以上の車両なら1台以上を保有している事業所を対象に、運転前後の「アルコールチェック」が義務化されました。

10月からはアルコール検知器を使用しての酒気帯びの有無の確認が必須となります。検知器の使用方法については、都度説明をさせていただきます。センターの公用車を借用し、運転する会員の皆さまには順守していただくようお願い致します。当センターの安全運転管理者は山本次長です。

安全帽子の購入について

安全帽子の購入について、9月の三役会議で話し合った結果、10月1日以降に新しく購入される場合は仕入れ価格の半額でお渡しさせていただけることになりました。今現在ご使用いただいておりますデザインの安全帽子については、メーカー廃業のため在庫のみとなり数に限りがあります。在庫数、お渡し価格については事務局までお問い合わせください。

新しいデザインの安全帽子については、あらためてお知らせします。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

請負・委任契約で就業されているシルバーの会員は、「個人事業主」になります。

センターから受け取る配分金は、全て内税扱いとなっており、消費税が含まれています。

「個人事業主」には、納税の義務がありますが、課税売上高(配分金の受取額)が1,000万円以下の場合、「免税事業者」として納税義務が免除されてきました。

(シルバー会員は基本的に免税事業者であるため、納税する必要がありません。)

しかし、令和5年10月1日から「インボイス制度」が導入され実施されますと、今まで内税としてお支払いしていました配分金に係る消費税分をセンターが納税しなければならなくなります。

センターでは、できるだけ会員の皆様には影響を及ぼさないよう、原則、事務費の率を機動的に見直して対応する予定ですが、事業運営が厳しくなることをご理解下さい。

編集後記

夏が居座っているのでしょうか、いまだに暑い日が続いています。そんな時期においても、まわりの景色が緑から黄や赤へと移っていく頃になりました。

水田の稲穂もだんだんと頭を垂れ始めています。食欲の秋の到来ですが食べすぎには注意ですね。

9月15日の「老人の日」から21日までは「老人週間」で、9月19日が「敬老の日」ですが、会員の皆さまはお元気でお若いですから労わっていただく必要は・・・!

もし労わっていただいた方は10月の「孫の日」にお返しを忘れずに。

災害のないことを願います。1人1人の防災意識を忘れずに、安心・安全に暮らしましょう。

次回のシルバーせいか第64号の会員のひろばは、川西小学校区の方を予定しています。詳細は、10月に入りましたら地区委員さんにお知らせします。よろしくお祈りします。

広報委員会

今号へ原稿をお寄せいただいた皆さまありがとうございました。

広報委員会では当センターのホームページも作成運営しています。

そちらにはカラー版の『シルバーせいか』を掲載していますのでぜひご覧ください。

右図のように「シルバーせいか」と検索、スマホ等の場合は右のQRコードで閲覧してください。

広報委員会

シルバーせいか

検索

